

## 令和5年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応 招 議 員

|       |      |         |
|-------|------|---------|
| 議 長   | 4 番  | 尾 関 俊 治 |
| 副 議 長 | 9 番  | 安 田 敏 雄 |
| 議 員   | 1 番  | 間 宮 寿 和 |
| 〃     | 2 番  | 關 谷 樹 弘 |
| 〃     | 3 番  | 高 橋 伸 治 |
| 〃     | 5 番  | 川 島 功 士 |
| 〃     | 6 番  | 田 島 清 美 |
| 〃     | 7 番  | 伏 屋 隆 男 |
| 〃     | 8 番  | 岡 田 文 雄 |
| 〃     | 10 番 | 長 野 恒 美 |

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出 席 議 員

応招議員に同じ

### 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|          |         |
|----------|---------|
| 町 長      | 古 田 聖 人 |
| 副 町 長    | 村 井 隆 文 |
| 教 育 長    | 野 原 弘 康 |
| 総 務 部 長  | 足 立 篤 隆 |
| 企画環境経済部長 | 堀 仁 志   |
| 住民福祉部長   | 平 岩 敬 康 |

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 建設部長兼水道部長                | 田 島 茂 樹 |
| 教 育 文 化 部 長              | 天 野 富 三 |
| 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 田 島 直 樹 |
| 総 務 課 長                  | 伊 藤 博 臣 |
| 企 画 課 長                  | 山 内 明   |
| 住 民 課 長                  | 宮 川 雅 人 |
| 福祉子ども課長                  | 朝 日 純 子 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐々木 正 道 |
| 書 記         | 笠 原 誠   |

1. 議事日程（第3号）

令和5年12月13日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第64号議案 笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例について
- 日程第2 第65号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第66号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第67号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第68号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第69号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第70号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第71号議案 町道の路線認定について
- 日程第9 第72号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第10 第73号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 第74号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

日程第1 第64号議案から日程第11 第74号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第64号議案から日程第11、第74号議案までの11議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第64号議案 笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 松波病院のほうで、これができるということでの条例なんですが、第5条に利用料の免除規定があるんですけども、低所得者とか多子世帯に免除をするということなんですが、これもいいと思いますが、3番目にその他町長が必要と認めた世帯とあるんですけども、これはどういう世帯のことを想定してみえるのか、現にそういうものがあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 利用料の免除でその他ということなんですけれども、基本的には具体的な想定はしておりませんので、そのときの状況に応じた一件審査でそれぞれ判断していくことになるかと思いますし、今までこれに適応したケースはございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 今まで他の市、岐阜市だとか羽島市とか各務原市でお世話になっておったと思うんですけども、そういったときの実例では、今のような条例の中での該当というか、生活保護だとか、それから多子世帯以外で認めてきておるような実例というのはなかったでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 笠松以外のところの施設の場合は、相手側の市とか町の条例なりで減免されるので、笠松町民は基本的に対象外になるかと思うんです。病児保育は今回初め

て笠松町でつくりましたので、病児保育に関しては、これから新たな適応者が発生するかもという感じになります。今までは病後児保育の免除規定はございましたが、病後児保育でのここに該当する方は見えなかったということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 最後に、生活保護法の中には、子供たちに対しては要保護とか準要保護というのがあるんですけども、そういった世帯というのは対象になるのか、ならないのか。その辺ちょっと最後にお聞きしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 生活保護法の準要保護の関係なんですけれども、生活保護は生活保護、準要保護は全く別制度になりますので、この場合は生活保護になってみえる世帯という形になります。

○7番（伏屋隆男君） 準要保護とか要保護は該当しないの。

○住民福祉部長（平岩敬康君） はい。この生活保護法による生活保護という方ではないということです。

○7番（伏屋隆男君） 免除規定には該当しないということ。

○住民福祉部長（平岩敬康君） はい。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） ちょっと費用面で聞きたいんですけど、免除になると、その費用というのは町単独負担、生活保護になるとどうなんですか。全額町負担、市町村負担、そこら辺を教えてください。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 利用料につきましては、具体的には、保護者さんからは2,000円をいただいて、松波さんの場合だと1万2,000円掛ける消費税の費用をお支払いしますが、これは全部町単で行いますので、生活保護世帯で免除しても2,000円は、本人さんはただになります、町としては2,000円の入ってくる利用料金がないという形になります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） この笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例につきましては、町内の保護者の方から3年ほど前から御要望いただいております、今回笠松町において制度設計

がなされることに、本当に感謝申し上げます。

実際に病後児保育を御利用されていた保護者の方からなんですけど、例えば、これまでは先ほど伏屋議員さんも言われたように町外の施設との連携がされてきたのですが、例えばてんかんのあるお子さんの場合は、岐阜市の日野のような遠方に朝早くに送っていき、夜迎えに行くなど大変御苦労されていたと伺っております。

今回この制度がなされるということで保護者の方に聞きましたら、次の3つの点について、ちょっと御質問と御要望をいただきましたのでお伝えさせていただきます。

1つ目が、今回病児・病後児保育が町内にできるということで、その施設の受入れ時間は何時まででしょうか。保育園や児童クラブと同じ午後7時までを御希望されるケースがあるかと思しますので、教えてください。

2つ目が、保育園や幼稚園、学校・児童クラブで体調が悪くなったときにも、よほど重症でない限り保護者が呼ばれずに何らかの方法で受診して、病児保育へ移動して仕事終わりまで診ていただくことはできますでしょうか。

3つ目、園や学校などの特定の場所から施設への移動をお願いする場合、移動をお世話する、現在ですとファミリー・サポートというのがあるかと思うんですけど、それに登録されていない方は、今日急にお願いしますと言っても利用できないかとは思いますが、これを機に笠松町でもファミリー・サポートを整備されるか、またはサポートされる方を募り、1回幾らまでなど一定額以上は補助するなどの規定を整備して御利用できるようにされるのはいかがでしょうか。

この3つについて、お願いします。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 病児・病後児保育、3点ほど御質問いただきましたが、まず施設の受入れ時間は、これはエンゼルさんの営業時間になりますので17時までになります。保育園とか児童クラブみたいに19時まで御希望されるケースがあるかと思いますがということなんですけれども、病児保育は先ほどから申していますように笠松以外、岐阜市、羽島、各務原、岐南町と連携しながらやっておりますので、岐阜市とか各務原には、19時までには行かないんですけど、18時までできる施設は岐阜市南部とかにもありますので、少しでも延長を御希望ということであれば、そちらを御利用いただくような形になるかと思います。

エンゼルさんにつきましては、もともと松波グループの職員さん専用の保育所を、本当に無理を言って今回町内で病児保育が実施できないかということをお願いをして、ぎりぎり可能になったような状況でございまして、現実的には職員用に3人の定員がある、その枠を利用させていただく形でスタートいたしますので、本当にまずは条例を出しておりますが、現実的には当分の間は試行的な意味でやらざるを得ないのかなと思っておりますので、実績を見ながら利

用者の御要望とか、松波さん側の受け入れ体制が可能であれば、また検討していくべきものではないのかなというふうに考えております。

2つ目が、保育園や幼稚園、学校・児童クラブで体調が悪くなったときという御質問でしたが、そもそも学校・児童クラブはこれの対象ではございません。

それから、よほど重症でない限りのよほどという意味がちょっとよく分からないんですけれども、これは全ての病気が対応可能ではなく、例えば主に感染症、感染症のほかに病児保育に耐えられる病気かどうかというのがポイントになりますので、それが分かるのは医師の診断書が必要です。医師の診断で診てもらって、この子供は病児保育に耐えられますよという、ほかの方にうつすことがないですよということが診断されてからのスタートになりますので、それが分からない保育所とかに、保護者以外、親族の方以外が迎えに行くということは現実不可能なのかなというふうに思います。

多分關谷議員さんが言ってみえるのは、岐阜市はやっているじゃないかというようなお話は聞いてみえるかと思いますが、岐阜市でこの送迎事業を確かに2つの医院さんがやってみえます。これは一般的な病児保育の付随のサービスでやっているわけではなく、送迎事業という別の病児保育の中の送迎事業ということでやってみえますので、保育所にその医院さんの看護師さんが迎えに行ったとしても、医院のほうに連れてきたときに感染症とかの対策で隔離できるような施設を設けてみえたり、そういったスタッフとか施設がない限り不可能になりますので、そういった施設が今後できれば可能性はあるかと思いますが、現状では不可能なのかなというふうに考えております。

3つ目、ファミリー・サポートの件ですけれども、ファミリー・サポートを笠松町で整備されるかどうかというお話がありましたが、ファミリー・サポートは既に羽島・笠松・岐南で広域で共同で、ファミリー・サポート・センターとして既に整備済みになっていますので、我々の認識としては笠松町には整備されているというふうに考えております。実際、既にファミリー・サポートは、年間、例えば去年の実績で言えば220日利用されてみえます。そして提供される会員さんは44人、依頼された方が66人、両方の方も4人さん見えますので、これは整備済みというふうに考えております。

あと、補助をする規則などを整備というお話がありましたが、これも共同でやっておりますので、3つのまちで同調していきたいなと思いますので、またそこらは機会があれば検討の場でお話ししてみたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） 平岩部長さん、3つともお答えいただきましてありがとうございます。

そのようであれば、お母さんたちもそれで御納得いただけるかと思っておりますので、そのように

またお伝えさせていただきます。

あと、もう一つ、やっぱりこれはお母さんたちの声なんですけど、今回例えばお子さんが風邪をひかれて、例えばコロナとかインフルではない、感染症ではない風邪をひかれて、最初のうちは例えば熱が出る、せきが出るなんですけど、それを本当に完治するまでちょっとお母さんが家で見ていとなると、仕事をされているお母さんが職場に復帰できないということで、大分元気になったんだけど、最後のあと1日、2日というところで、例えば誰か預かってもらえるかというのは、この病児・病後児保育の対象にはなるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 病児、最後の病気になったときの治りかけというようなお話でしたが、我々では分かりませんので、先ほども申し上げたように医師の診断で対応が可能ということであれば病児保育でも可能ですし、そのほかの方法としてはファミリー・サポート・センターの事業で、家で見ていただくとかいうことは可能かなというふうに思います。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） いろいろ答弁いただきましてありがとうございました。

1つだけちょっと確認したいんですが、3条と5条に利用者の大体出ているわけですが、5条の一番最後の3番で、そのほか町長が必要と認めた世帯というのは、大体出ちゃっているんですが、例を挙げていただければ、どのようなところが町長が必要と認める、その辺のところをひとつお答え願えますか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 第5条のその他の具体例ということですが、先ほど伏屋議員さんの御質問の際にもお答えしたつもりではございましたが、具体的にどんな例かというのは今決めてはおりませんので、そのときの事情に応じた、いわゆる一件審査ということで、その都度考えるという形になっております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 私、一般質問したときになかなか予算がないと言われていたのに、こうやって松波病院さんが受け入れてくださって、このようになってこの条例ができたということ、大変ありがたく思っております。

それで、松波さんが取りあえずこうやってやってくれるというふうなんですけど、町内にまだ事業所のほうがあるんだったらそこにもお願いするのか、ちょっとその辺の方向性だけ教

えていただきたいと思います。要は松波さんもあるけれども、ほかも同じように頼んで、受け入れてくださるように進めるのか、松波さんでもう事足りるので、こういうふうでやっていくというふうでなるのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 町内でほかの事業所さんはどうですかというようなお話ですが、現状はどうしても病児保育になりますので、医院・病院、医療機関が母体でないと難しいのかなと思います。そうなりますと、具体的には愛生病院さんとかが、一応職員さん用の保育所は備えてみえるんですけれども、どうもお話を聞きますと、最近直営ではなく委託事業でされているようなお話を聞いていますので、ちょっと一段と難しいのかなというふうに考えます。

もちろん、やっていただけるような医院さんとか事業者さんが出れば、町としては拒むものではございませんので、お話があればお聞きしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

第66号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

第67号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

第69号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） それでは、まず39ページから40ページにかけて、臨時国会で、いわゆる物価高騰と低所得者に対する支援金ということで、商工会でまたクーポン券の発行だとか、それから低所得者に対して7万円の助成をするということで、交付金で国からお金がいただけるということで補正予算が組まれているんですが、今回臨時国会の補正予算で可決されたものはこれだけですか、笠松町に来るのは。もっと来るんじゃないかなあということを思っておったんですが、今回の補正予算でこの2項目ぐらいしか出ていないんですけれども、そのほかにあるんじゃないかなあと思うんですけれども、それについてはどうなのか教えてください。

それから、45ページの教育費の中の総合会館費で、光熱水費が157万8,000円補正を組んでいるんですけれども、あそこもエアコンのシステムが半分壊れたという話を聞いておるんですけれども、それで使用が半分しか使えないということで、その利用団体にはエアコンの使用料はもういただかないというような話も聞いておるんですが、そういう状況の中で何で光熱水費の増額がされるのか。それをまず説明をお願いしたいのと、福祉健康センターと同じように、あそここのエアコンの修理、あそこもう20年以上たつわけですので、大分老朽化してきているんじゃないかなと思うんですが、その辺の対応についてもお聞かせいただきたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは国の補正予算の関係でのお答えをさせていただきます。

現在、国の補正予算では、今伏屋議員さんが言われましたように、まず低所得者世帯の支援枠ということで1世帯当たり7万円を追加するということと、あともう一つが物価高騰に影響を受けている生活者や事業者に対しという、その2種類の国からの補助ということに現在のところはなっておりますので、現在、この補正で提案をさせていただいた事業、クーポン券と低所得者の支援に交付金を充てさせていただいております。

○7番（伏屋隆男君） そのほかに来ておらんのかという話。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） そのほかにはないです。この2種類のみでございます。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

総合会館の、今は交流センターですね。今年の猛暑で4月当初からもエアコンを使っていたということで、その分使用回数が多いということで、その分例年より倍ぐらいの金額が電気代として反映しているということで、今年度あと半年ちょっともたないということで補正をさせていただいたという経緯でございます。

空調の壊れたのは、今半分まだ動いていないことなんですけど、基本的に暑さについては全然問題なく稼働しておりますので、当分の間はそれでちょっと進めていきたいなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） それで、今総合交流センターのほうは半分壊れて半分使えるということなんですけれども、当面はそれで対応していくということなんですけれども、先ほど言いましたようにもう20年を超えていますので、老朽化といいますか、改修といいますか、やらなきゃいけないような時期に来ているのかなあということを思うんですが、その展望については何か考えてみえるんですか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

町全体の今年度、健康センターはやるということで、同時期にやっても、また今後数年間だと同じように壊れるという時期もありますので、それを見据えて、ちょっと時期をずらして、今改めてそういういろいろな方法が、エアコンの種類によってもいろいろな方法がありますので、それを今検討しつつ、固まり次第、議員の皆さんには御提供できるかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） 今の伏屋議員の続きみたいな感じなんですけど、39ページの商工会クーポン事業補助金の国からの補正の件なんですけど、今伏屋議員が言われました総合会館のほうもお聞きしますと、1999年の築で今年24年になるとのことなんですけど、そういうふうで施設の入替えをというふうで伏屋議員も言われたんですけど、既にもうちょっと対応してはいただいているんですけど、町外から施設にいらっしゃって施設を利用されている方から、施設の一部が24年もたっていますので、ちょっとその部分について、例えばきれいにならないのかとか、新しくならないのかという御意見をいただいています、例えば総合会館ですと、トイレの便器、上の便座は新しくきれいにLEDの明かりがついたりとか、新しくはなっているんですけ

ど、下の部分のいわゆる水がたまるところに見える部分がちょっと、毎週のように清掃はしていただいているとのことなんですけど、どうしても経年劣化で汚れがもう落ちないところまで来ているということで、今回の例えばクーポン事業か何かで使う部分の、使われないと思われる部分の残りそうな予算のところで、例えば総合会館とかスポーツ交流館なんかのトイレの下の部分、この機会に改修していただくというのはいかがでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

この臨時交付金につきましては使途が決まっております、先ほども申しましたように物価高騰とかで影響を受けている生活者や事業者に対して、この交付金を使うというふうになっておりますので、施設改修には使えないということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） すみません。ちょっと勉強不足ですみませんでした。

では、またちょっと違う部分で予算立てできるときがありましたら、またちょっとその施設の件もぜひよろしくお願いします。以上です。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 44ページの教育費、小学校費、中学校費でそれぞれタブレットの修理費・修繕費で200万円ほど上がっているわけですがけれども、保証期間が切れたということで実費になるのかどういふふうか分かりませんが、その費用を予算化されているというふうに思うんですが、保証を取るのに費用がかかっていたんではなかね。ちょっと忘れてしまったので、そういう保険的な費用がかかっていたのかどうかということと、昨年私議長でしたので二町教育委員会のほうにも行かせていただいていたときに、岐南町に比べて笠松町のほうが故障の割合が高いというような話をちょっと聞いたんですが、具体的にどういう故障が多いのか。なぜそういうふうに違いが出るのか。そういうことに対して、学校側はどういう対応をしているのか、町側はどういう対応をしているのか。もともと装備そのものが違うのか、タブレットの自体が違うのか。そういうことについて、どのようにお考えになっておられるのかということについて、お願いします。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

タブレットの保証期間が今年の10月に切れて、それ以降、保護者からの負担金、月額ですと100円を切るようなあれで保険に入らせていただいております。ということで、以前は無償と

ということで修理に出していたということで、今回この修理費を増額させていただいたのは、修理する際に先に修繕費を払った後に保険から補填をされるという格好で、金額を上げさせていただきました。

また、岐南町とのタブレットの故障の件数が少ないというのは、取扱云々というより中のシステムが動かない部分の修繕もあるかと思うんですけど、やはり持ち運びの際の取扱いがちょっと、岐南町の場合はケースがついている、うちの場合はケースがついていないという部分もありまして、その辺での差があつての故障の件数が違うのかなというふうな具合じゃないかなと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

ということは、今ここで予算で支出しているお金というのは、保険のほうから補填されると、後々精算されるという考え方でよろしいんでしょうかね。それならいいというわけじゃないんですけども、先ほど言いましたように、例えばスマートフォンにしてもケースがついていれば落としたときに壊れにくいとかというのは当然ありますよね。そういうことであると、故障すれば故障している間、例えば私用に自分のやつを使わずに貸出し用のやつを借りたり、そういう使いにくさがあったり何とかということを考えると、費用対効果としてケースをつけるほうがいいのかどうかという判断としては、町は要らないという判断を最初にしたということでよろしいんでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

当初入れたときは、そういうようなことで学校で、基本的は持ち帰りの頻度が笠松の場合はほかに比べて多くなっているということで、いつでも使っていただいているということで、持ち運びが多かったということで、故障とかが多いという原因にもなりますし、当初各学校において保護をするための袋を用意したりとか、学校単位でいろいろ学校で準備する部分としない部分ということで差があったということで、当初も頑丈というか、カバーがなくても持ち運びに問題ないということで当初入れさせていただいていたという経緯がございますので、よろしく願います。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 学校としましては、タブレット導入に当たり、使用上の約束という形よりも町のほうからも大事なお金を使って君たちに提供してもらっているんだよというようなところで、心の部分と具体的な約束の内容と、それを結びつけながら指導をして、大事に使いましようねという意識を高めているんですけども、どうしても子供たちが勉強しているとき

に、例えば机の大きさも、やっぱり環境としては、昔は教科書とノートであったのが、今はそこにタブレットが入るというようなところで、気をつけているんだけど、例えば子供たちが相談をしようと振り向いたときに落ちてしまったりとか、そういった気をつけているんだけど、そういった故障といいますか、粗末に扱っているわけじゃないんですけど、そういったこともあり得るので、その辺も御理解いただけたらと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） ５番 川島功士議員。

○５番（川島功士君） ありがとうございます。

私も十分承知しているつもりではおります。笠松の学校の子たちは、先ほど部長が言われたように持ち帰って十分に活用していただいておりますというふうには私も考えておりますので、たくさん使っていただいていることで、いろいろ不具合が起きるというようなことであったり、例えば自転車通学でがたがたするもんでとか、いろんな状況というのはあるのは分かっています。けれども、あのときは国の予算でほとんど導入したもんで、もう機種も決められていて、この中から選べというような形だったと思うんですけども、非常に選択肢のない中での選ぴということで仕方がなかった部分もあるとは思いますが、学校側も気をつけてやっていたいておるのは分かるんですが、十分に今後機種を今度入れ替えていくときには、そういうことも十分考えた上で、保証やら保険やら、それから対策などもしていただけるようお願いをしておきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

第73号議案 令和５年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

第74号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年第4回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和5年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時46分



上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月13日

議 長            尾   関   俊   治

議 員            岡   田   文   雄

議 員            高   橋   伸   治